

廃棄物の野焼きの禁止



廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16条の2(焼却禁止)

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公営上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

奈良市

廃棄物の野外焼却(野焼き)は法律で禁止されています。

廃棄物の野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)において、一部の例外を除き禁止されています。

法律に違反すると行為者は5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金(またはその両方)に処せられるとともに、法人の場合は3億円以下の罰金に処せられる両罰規定が定められています。

また、焼却炉を使用した廃棄物の焼却であっても「一定の構造基準」を満たしていない場合は使用できません。

※野焼き行為を行った法人及び個人の法に基づく収集運搬業等の許可に対して、許可取消などの行政処分を行うことがあります。

法に反する野焼き等の例 : ドラム缶やブロックで囲んだ中での焼却や下の写真の焼却等



穴を掘って焼却



地面での野外焼却



法に定められた基準を満たさない焼却炉

※家庭菜園に伴い発生する廃棄物(草・作物など)を野外焼却する場合も野焼きに該当します。

例外

1 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

例 環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却

2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

例 家畜伝染予防法に基づく伝染病による家畜の死体の焼却等

3 公営上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

具体例

政令	具体例
国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き、道路側の草焼き
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事塔婆の供養焼却
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畔の草及び下枝の焼却
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー

※家庭菜園などは農業ではありません。

ただし、例外に該当する場合でもむやみに焼却してよいのではなく、周辺住民等から苦情が生じる場合は例外とならない場合があります。屋外焼却の例外行為にあたる場合でも風向き・燃やす量・時間帯等にくれぐれも注意して、必要最小限にとどめるようにお願いします。

ダイオキシンの排出削減について

	火格子面積2㎡以上 又は焼却能力200kg ／時以上の廃棄物焼 却炉※	火格子面積2㎡未満 かつ焼却能力200kg ／時未満の廃棄物焼 却炉のうち火格子面 積0.5㎡以上又は焼 却能力50kg／時以上 の廃棄物焼却炉※	火格子面積2㎡未満 かつ焼却能力200kg ／時未満の廃棄物焼 却炉のうち火格子面 積0.5㎡未満又は焼 却能力50kg／時未満 の廃棄物焼却炉※
廃棄物処理法による 許可、ダイオキシン法 による届出が必要で す。	○	○	×
ダイオキシン法及び廃 棄物処理法における ダイオキシン類の濃度 を年1回以上測定する 必要があり ダイオキシン類の基 準以下となるよう焼却 しなければなりません	○	○	×
労働安全衛生規制に より作業環境中のダイ オキシン類の濃度を 6ヶ月に一回測定する 必要があります。	○	○	×
廃棄物処理法により 構造基準・維持管理 基準等を遵守する必 要があります。	○	○	○
他法令(例えば「大気 汚染防止法」等)の届 け出が必要です。	○	△ ただし、設置場所が歴史的風 土保存区域又は風致地区で、 火格子面積が1.5㎡以上であ るか、焼却能力が1時間当たり 150kg以上の場合は、届出が 必要です。	×

※産業廃棄物の汚泥、廃油、廃プラスチック、廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の廃棄物焼却炉につい
ては、個別の規定があります。

基準に適合する焼却とは

廃棄物を焼却する場合は、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法で焼却しなければなりません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第2号イ
同第6条第2号イ

焼却設備の構造

- ・ 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、焼却ガスの温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- ・ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ・ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- ・ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- ・ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

環境大臣が定める燃焼方法

- ・ 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- ・ 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- ・ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

※産業廃棄物の焼却に伴って発生した産業廃棄物(燃えがら及びばいじん)については、それぞれの品目を産業廃棄物許可業者に委託処分しなければなりません。燃えがらとばいじんは必ず分別し、処分しなければなりません。混ぜて処分した場合は、処理基準違反になります。

(お問い合わせ)

廃棄物焼却施設の構造・維持管理基準等に関すること

奈良市廃棄物対策課 TEL0742-71-3001または0742-71-2226

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出等に関すること

奈良市保健・環境検査課 TEL0742-93-8394